



8月31日
納付期限

・村民税・森林環境税
・介護保険料

第2期
第2期

・国民健康保険税
・後期高齢者医療保険料

第2期
第2期

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度のお知らせ

対象となる方々に補償金を支給します。

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者および配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者および配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	補償金額 130万円

※同居など一定の要件が必要な場合があります。

○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。

●問 合 せ 厚生労働省補償金相談窓口 ☎03-3595-2262

●受付時間 午前10時～午後4時（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
請求期限は令和11年11月21日までです。

自衛官を募集します

防衛大学校学生（一般）

●受付締切 10月15日（木）

●試験期日 1次試験10月31日（土）
2次試験11月27日～12月2日の間、いずれか1日

●応募資格 18歳以上21歳未満の者
※令和9年4月1日までに18歳になる17歳含む

自衛官候補生（任期制自衛官）

●受付期間 年間を通じて受付中

●募集資格 18歳以上33歳未満の者
※令和9年4月1日までに18歳になる17歳含む
※32歳の者は、一部制限あり

※一部期日等で変更がある場合がありますので、細部はお問い合わせください。

ご不明な点等については、下記のところまでご連絡ください。

●問 合 せ 〒368-0005
埼玉県秩父市大野原491-1
自衛隊埼玉地方協力本部 秩父地域事務所
☎0494-22-6157
☎080-3431-0635 担当：満木まで